

別表第2（第2条、第3条関係）

	種目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	在宅で、寝たきりの状態にある者	原則として使用者の頭部及脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	特殊マット	在宅で、寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年
	特殊尿器	在宅で、自力で排泄できない者	尿が自動的に吸引されるもの	67,000円	5年
	体位変換器	在宅で、寝たきりの状態にある者	介護者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	15,000円	5年
	移動用リフト	在宅で、下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	159,000円	4年
	訓練用ベッド	在宅で、下肢又は体幹機能に障害のある18歳未満の者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	在宅で、入浴に介護を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く	90,000円	8年
	便器	在宅で、常時介護を要する者	難病患者等が容易に使用できるもの（手すりをつけることができるもの）。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く	便器 4,400円 手すり 5,400円	8年
	移動・移乗支援用具	在宅で、下肢又は体幹機能に障害がある者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。 ア 難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移動及び移乗動作の補助、段差解消等の用具とする	60,000円	8年
	特殊便器	在宅で、上肢機能に障害のある者	温水温風を出せるもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く	151,200円	8年
	自動消火器	在宅で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	28,700円	8年
在宅療養	ネブライザー	在宅で、呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの	36,000円	5年
	電気式たん吸引器	在宅で、呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの	56,400円	5年

等 支 援 用 具	動 脈 血 中 酸 素 飽 和 度 測 定 器 (パルスオキシメーター)	在宅で、在宅酸素療法を行う者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの。	157,500円	5年
	非 常 用 電 源 装 置	在宅で、電気式たん吸引器又は人工呼吸器を常時使用している者	難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの	100,000円	5年
住 宅 改 修 費	居 宅 生 活 動 作 補 助 用 具	在宅で、下肢又は体幹機能に障害のある者	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。給付は原則1回とし、借家の場合は家主の承諾を要する。 ア 手すりの取り付け イ 段差の解消 ウ 引き戸等への扉の取替え エ 洋式便器等へ便器の取替え オ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 カ アからオまでに掲げる住宅改修に附帯して必要となる住宅改修	200,000円	—

備考 日常生活用具費の決定を受けた時から耐用年数の欄に定める年数を経過するまでの間にあっては、同一の品目の用具については日常生活用具給付費の給付を受けることはできない。ただし、修理不能により用具が使用できなくなった場合又は新たな用具を給付した方が修理を行うよりも真に合理的かつ効果的である場合若しくは改良等により用具の使用効果が向上する場合は、この限りでない。